

久里第1浄水場再構築事業

実施方針に関する質問及び意見への回答

令和6年12月

唐津市上下水道局

## (1)質問に対する回答

No	頁	1	(1)	ア	(ア)	①	項目等	質問内容	回答
	1	2	(1)	ウ			本事業の概要及び目的	良質な飲料水を目指すにあたり、唐津市では残留塩素濃度およびカビ集物質濃度以外で目標としている項目・基準はあるのでしょうか。	唐津市水質管理目標値として、浄水施設出口にて、pH(7.5以上8.2以下)、味(異常でないこと)、色度(1度以下)、濁度(0.1度以下)、ジェオスミン(4ng/L以下)、2-MIB(4ng/L)を設定しています。また、給水末端において、残留塩素濃度(0.2mg/L～0.5mg/L)を設定しています。
	3	2	(1)	カ			浄水池の容量について	既設浄水池は容量33,200m <sup>3</sup> /日に対して、1時間弱となっていますが、更新する浄水池は24,000m <sup>3</sup> /日の1時間以上を確保し、それ以上の容量については提案でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)において示します。
	3	2	(1)	カ			既存施設の概要と更新対象施設について	既設流用となっている、共通施設、及び、久里第2浄水場の監視・操作について、今回新設する監視への取り込みを行うという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
	3	2	(1)	カ			既存施設の概要と更新対象施設について	久里第2浄水場施設を今回新設する監視への取り込みを行う場合、既設流用となっている久里第2浄水場施設の試運転に関しては、唐津市様、若しくは、維持管理業者様にて対応頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
	3	2	(1)	カ			既存施設の概要と更新対象施設について	更新を行う際に、既設流用設備の機能増設が必要となった場合は、唐津市様にて別途発注頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
	5	2	(1)	カ			管理棟について	図2更新前後の施設フロー(案)において、既設管理棟は廃止予定施設となっておりますが、更新対象の管理棟は新設整備施設として記載されていません。管理棟は、新設整備施設との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
	5	2	(1)	カ			管理棟について	新設する管理棟の建設予定位置は、新設久里第1浄水場予定地内との考えでよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
	5	2	(1)	カ			図2 更新前後の施設フロー(案)	新設久里第1浄水場(案)のフロー図の急速ろ過池後段に流入渠がありますが、これは何の流入渠でしょうか。既設久里第2浄水場のように後塩素や消石灰を入れる部分を想定しているのでしょうか。	ご認識のとおり、後塩素混和を想定しています。
	5	2	(1)	キ	(ア)		調査業務範囲について	本事業の対象業務範囲の調査において地歴調査や土壌汚染調査が記載されていませんが、既の実施済みでしょうか。	本事業の対象とします。
	5	2	(1)	キ	(イ)		非常用自家発電設備について	表4の※に非常用自家発電設備は別事業で発注予定と示されていますが、どこに建設するのでしょうか。	現在、既設第1浄水場用自家発電室は変圧器盤・送水ポンプ盤の東側、既設第2浄水場用自家発電室は脱水機棟の西側等に建設を想定しています。
	6	2	(1)	キ	(ア)		計画処理水量について	水道施設設計指針では、予備力は一系列相当分程度とし、計画浄水量の25%程度を標準とすると記載されていますが、それに準拠する考えでよろしいでしょうか。	要求水準書(案)において示します。
	6	2	(1)	キ	(ア)		計画処理水量	新設久里第1浄水場の水量として24,000m <sup>3</sup> /日と記載がありますが、既設久里第2浄水場と合わせた全体水量(40,000m <sup>3</sup> /日)の調節は、どのようにお考えでしょうか。(例①新設第1を固定水量として既設第2で水量調節、②既設第2を固定水量として新設第1で水量調節、③新設第1および既設第2ともに水量調節)	新設久里第1浄水場は温石山配水池へ、既設久里第2浄水場は徳武配水池への送水を基本としています。それぞれの送水量の変動に伴い、処理水量も変動します。

## (1)質問に対する回答

No	頁	1	(1)	ア	(7)	①	項目等	質問内容	回答
	6	2	(1)	キ	(7)		計画処理水量	新設久里第1浄水場で水量を調整をされる場合の最小水量、平均水量は何m3/日を想定されていますか。	要求水準書(案)において示します。
	7	2	(1)	キ	(4)	※2	非常用自家発電設備について	「非常用自家発電設備は、別事業で発注予定」とありますが、本事業で構築する受変電設備接続(自家発電連絡盤を設ける等)を含めて別事業の発注という理解でよろしいでしょうか。	本事業では、自家発電設備からの電源を受けるための配線及び遮断器以降を事業の対象としております。
	7	2	(1)	キ	(4)		既存施設の継続利用について	継続利用施設となる取水・導水施設、一部の浄水施設(粉末活性炭接触池、粉末活性炭注入設備等)、一部の排水処理施設(機械脱水処理設備等)は、計画処理水量が33,200m3/日から24,000m3/日に変更となった場合でも問題なく使用できる条件との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
	7	2	(1)	キ	(4)		表4 ※1	一部の施設は既設流用との記載ですが、施設の停止は不可であり、既存施設を運用しながら建設工事を行う理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
	7	2	(1)	キ	(4)		表4 本事業の調査設計・建設工事業務の対象施設	機械脱水処理設備等は第2浄水場と共有施設とありますが、今後提示される条件によっては汚泥発生量が増加してしまう可能性があると考えます。そうした場合は、効果的な脱水を実施のため、薬品注入をして汚泥濃縮を推進させる必要があるのでしょうか。	処理方式、水量、水質の条件から発生汚泥量が既設より著しく増大することは想定しておりません。
	8	2	(2)	エ			事業期間	設計期間中に設計が完了したのから、施工の部分着工をすることは可能との理解でよろしいでしょうか。	工事着手は、設計完了後を基本としますが、遠方監視設備はこのかぎりではありません。詳細は要求水準書(案)において示します。
	8	2	(1)	キ	(ウ)		表5 本事業の調査設計・建設工事業務の内容	「周辺環境調査」にて「地盤沈下等の調査」と記載あります。別途建設予定地の柱状図を公開される予定でしょうか？ また現時点ではどの様な基礎工事を想定しており、事業者側での調査にて想定を上回る基礎工事が必要となる場合、設計変更の対象となるのでしょうか？	建設予定地の柱状図は、要求水準書(案)の別紙として示します。調査結果を前提として、基礎形式については事業者提案とします。
	8	2	(1)	キ	(ウ)		表5 基本設計	本件はDB方式でのご発注を予定されているため、通常の基本設計(機種選定を目的とした各種比較など)は不要と思われます。提案書が基本設計に該当すると考えられるため、提案内容について落札候補者と協議し、提案内容を微修正する程度と考えてよろしいでしょうか。	施設計画、容量計算等を主とした基本設計図及び報告書の作成を予定しています。詳細は要求水準書(案)において示します。
	8	2	(1)	キ	(ウ)		本事業の対象施設	提案の精度を高めるために、測量図や既設図のCADデータの提供をお願いします。	既存資料は開示を予定しています。
	8	2	(1)	キ	(ウ)		本事業の対象施設	地質調査は契約後実施する検討を行います。 一方、先行して盛土工事が行われております。盛土の状態が工事費に影響することが懸念されます。工事記録を開示することを要望します。 また、盛土の状態が悪く、工事費が増大した場合のリスクは発注者側にあると考えてよろしいでしょうか。	工事記録は開示を予定しています。また、工事記録と著しく乖離する場合のリスクは、市の責となります。
	8	2	(1)	ク			補助金・交付金の受給手続きへの協力	発注者が想定している補助金・交付金及び行政手続きの種類を教えてください。	国の防災・安全交付金事業(水道施設再編推進事業)の受給を計画しています。また、建築確認に伴う図面、構造計算書の提供、必要に応じて土壌汚染対策法に係る申請なども想定されます。

## (1)質問に対する回答

No	頁	1	(1)	ア	(7)	①	項目等	質問内容	回答
	8	2	(1)	ク			補助金・交付金受給手続きへの協力	「事業者は、事業期間を通して・・・補助金・交付金の申請や行政手続き等に対して協力を行うものとする。」とありますが、必要書類の作成の補助と考えてよろしいでしょうか。具体的な協力の内容や所掌についてご教示願います。	国の防災・安全交付金事業(水道施設再編推進事業)の受給を計画しています。協力範囲としては設計・施工業務で作成・検討する資料(図面等)の提供を求めることなどが考えられます。また、建築確認に伴う図面、構造計算書の提供、必要に応じて土壤汚染対策法に係る申請なども想定されます。
	8	2	(1)	ク			補助金・交付金の需給手続きへの協力について	「事業者は、事業期間を通して本市が国等に対して行う補助金・交付金の申請や行政手続き等に対して協力を行うものとする。」とありますが、協力範囲としては設計・施工業務で作成・検討する資料の提供を行うという理解でよろしいでしょうか。また、本事業において現状実施を想定している認可申請、補助申請について、ご教示ください。	国の防災・安全交付金事業(水道施設再編推進事業)の受給を計画しています。協力範囲としては設計・施工業務で作成・検討する資料(図面等)の提供を求めることなどが考えられます。また、建築確認に伴う図面、構造計算書の提供、必要に応じて土壤汚染対策法に係る申請なども想定されます。
	8	2	(1)	ク			手続きへの協力	何の補助金・交付金を想定しており、どのような協力をお考えでしょうか？	国の防災・安全交付金事業(水道施設再編推進事業)の受給を計画しています。協力範囲としては設計・施工業務で作成・検討する資料(図面等)の提供を求めることなどが考えられます。また、建築確認に伴う図面、構造計算書の提供、必要に応じて土壤汚染対策法に係る申請なども想定されます。
	9	3	(1)	ウ			建設用地の制限等	汚水について農業集落排水に排水すると記載がありますが、一日に排水できる水量に制限はないという理解で良いでしょうか。	農業集落排水(下水道)には生活排水(台所・トイレ・風呂などの排水)のみを排水することが可能です。浄水過程で発生する排水の放流は想定しておりません。ただし、雨水については、用地周辺の既設水路への排水を想定しています。
	9	3	(1)	ウ			建設用地の制限等	試運転を実施した際には、かなりの量の排水が発生します。試運転で発生した排水については、チオ硫酸ナトリウムで塩素を飛ばした後に雨水調整池等へ放流することが多い状況です。今回雨水は既設第1浄水場と同様に水路に排水とありますが、試運転での排水を受け入れられるほどの容量を有した水路なのでしょうか。	瞬時流量の制限は必要になりますが、汚水ではない(無色透明に近い水)水であれば水路に放流可能です。
	10	4	(2)	ア	表6		事業者の募集及び選定スケジュールについて	技術対話の実施(2回目)から提案審査に関する書類の受付締切までの期間が短期間となっている為、技術対話の内容を十分に反映させることが困難です。書類の受付締切を2か月程度後ろ倒し頂けますでしょうか。	ご意見を参考とします。
	10	4	(2)	ア	表6		事業者の募集及び選定スケジュールについて	技術対話の実施について、2回設けて頂いておりますが、1回目は唐津市様の本事業に対する要望や、公告内容の認識のすり合わせ等のため、募集公告・募集要項等への質問回答の後、早々に実施頂けますでしょうか。	ご意見を参考とします。
	10	4	(2)	ア		表6		技術対話は令和7年7月下旬および9月上旬に予定されておりますが、貴市が考える対話の目的や内容をご教授頂きたいです。目的や内容次第では、準備期間が不足する可能性があります。その場合、日程を調整して頂く事は可能でしょうか？	本市が公表した要求水準書の記載内容・意図の確認を目的としています。日程については検討し、募集要項等で公表します。
	10	4	(2)	ア		表6		令和7年4月中旬に事業予定地の見学会が予定されていますが、既存施設の現場調査が予定にありません。今回工事は一部が既存施設流用のため、既存施設調査は必須と考えますが、行われない予定でしょうか。また適切な工事費の算出には工事業者の現場調査が望まれますが、応募者との同行は可能でしょうか。	ご意見を参考とし、募集要項等で公表します。

## (1)質問に対する回答

No	頁	1	(1)	ア	(7)	①	項目等	質問内容	回答
10	4	(2)	ア				表6	令和7年7月下旬および9月上旬に官民対話が予定されていますが、市が考える対話の目的・内容をご教示ください。また、目的によっては開催時期が不適切なことも考えられますが、開催時期の調整は可能なものと理解してよろしいでしょうか。	本市が公表した要求水準書の記載内容・意図の確認を目的としています。 日程については検討し、募集要項等で公表します。
10	4	(2)	ア				表6	令和7年9月下旬に提案書提出、同11月中旬にプレゼン、令和8年1月上旬に結果通知のスケジュールですが、提案書からプレゼンまでの期間が短く、十分な準備が難しいと予想されます。十分な準備を行うためには、プレゼン要領は令和7年4月の公告時に公表されることが求められますが、そのように理解してよろしいでしょうか。	プレゼンテーションの実施要領については、資格審査結果通知後に参加資格を満たす事業者(代表企業)に対して通知する予定です。
10	4	(2)	ア				表6 事業者の募集及び選定スケジュール	現在想定されている技術対話は、「競争的対話」でしょうか。	本技術対話は、本市が公表した要求水準書の記載内容・意図の確認を目的とすることを予定しております。
10	4	(2)	ア				表6 事業者の募集及び選定スケジュール	プレゼンテーション及びヒアリングとありますが、プレゼンテーションに対する質疑応答のことをヒアリングと仰っているのでしょうか。	ご認識のとおりです。
10	4	(2)	ア				表6 事業者の募集及び選定スケジュール	上記の質問に関連して、ヒアリングが質疑応答ではない場合、プレゼンテーションとヒアリングは別日に開催されるのでしょうか。	質疑応答ですので、同日に開催を予定しています。
11	4	(3)	ア				事業スキームについて	「下請発注にあたっては～市内企業を活用するように努めること。」と記載がありますが、評価項目に地元貢献度を設ける場合は、地元貢献に関する評価事項を定量化(金額/地元企業数等)して頂き、評価項目の明確化して頂けますでしょうか。	ご意見を参考とします。
11	4	(3)	イ			④		統括責任者の変更は、やむを得ない事由の場合には認められると考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。ただし、統括責任者の変更の際に、市の承諾を得る必要があります。
11	4	(3)	イ			④	統括責任者	統括責任者については、特に指定の資格や実績は求めていないとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。ただし、浄水場建設業務の統括経験、業務経験等を有することが、市及び事業者の双方にとって望ましいと考えています。
11	4	(3)	イ				応募者の構成等について	共同企業体を組織する場合、甲型或いは乙型の指定はありますでしょうか。	甲型及び乙型の指定はありません。
11	4	(3)	イ				協力企業について	「協力企業については、原則唐津市内の企業を活用すること。」となっています。協力企業の業種については、応募者の自由との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
12	4	(3)	イ			⑨	応募者の構成等	協力企業について、何次下請けとしてもよろしいでしょうか？	協力企業の定義は、構成企業より業務を請負もしくは受託する企業です。そのため、1次下請けを基本とします。
14	4	(3)	ウ	(I)		④	施工実績	凝集沈殿施設一式および急速ろ過施設一式の施工実績とありますが、凝集沈殿施設一式の施工実績は急速ろ過方式の浄水場実績でなくても宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
14	4	(3)	ウ	(I)		④	施工実績	凝集沈殿施設一式には、沈殿池の汚泥掻寄機が含まれていれば問題ないとの理解で宜しいでしょうか。	凝集沈殿施設一式には、凝集用薬品注入設備、急速攪拌設備、緩速攪拌設備のそれぞれを含んだものを実績として認めます。
14	4	(3)	ウ	(I)		④	施工実績	浄水場の実績には、工業用水道の浄水場も含まれますでしょうか。	凝集沈殿施設一式の実績は認めますが、急速ろ過施設一式の実績とすることはできません。
14	4	(3)	ウ	(I)		④	施工実績	施工実績は、完工実績でしょうか。また、完成年度は問わないとの理解で宜しいでしょうか。	工事实績は、完工実績です。完成年度は令和6年度までの実績です。

## (1)質問に対する回答

No	頁	1	(1)	ア	(7)	①	項目等	質問内容	回答
14	4	4	(3)	ウ	(エ)	⑤	監理技術者等	機械設備工事には工事製作を含みます。工場製作期間の監理技術者は監理技術者制度運用マニュアルに従い、専任を要しない理解で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
14	4	4	(3)	ウ	(エ)	⑤	監理技術者等	工場製作期間の監理技術者と現地据付期間の監理技術者を分けて、初めから別の技術者を配置することは可能でしょうか。	可とします。
14	4	4	(3)	ウ	(エ)	⑤	監理技術者等	本事業の設計・施工期間は令和8年4月～令和14年3月が予定されており、現地据付期間が複数年に渡るものになっています。申請した監理技術者等の工期途中での変更は可能でしょうか。	国土交通省の監理技術者制度運用マニュアルに基づき、やむを得ない事業がある場合のみ変更を認めます。
14	4	4	(3)	ウ	(エ)	⑤	監理技術者等	もしくは、配置予定の監理技術者等を複数名申請することは可能でしょうか。	複数名ともに工期に渡り専任で配置できる場合のみ、認めます。
14	4	4	(3)	ウ	(エ)	⑤	監理技術者等	本工事に対応する許可業種における監理技術者等を本工事現場に専任配置と記載がありますが、機械企業が配置する監理技術者等の資格は機械器具設置もしくは水道施設で宜しいでしょうか。	建設業許可事務ガイドラインの「建設工事の例示」や「建設工事の区分の考え方」に基づいた適用資格としてください。 【機械器具設置工事】 プラント設備工事、揚排水機器設置工事 【水道施設工事】 沈殿池等コンクリート構造物の築造・場内連絡管等の布設
14	4	4	(3)	ウ	(オ)	⑤	技術者の配置について	技術者について、「本工事現場に専任で配置できること。」と記載がありますが、専任期間は現場期間であり、機器製作期間については非専任という理解でよろしいでしょうか。また、現場期間開始については、各工種毎の開始という理解でよろしいでしょうか。	両質問共にご認識のとおりです。
14	4	4	(3)	ウ	(オ)	⑤	技術者の配置について	技術者について、「本工事現場に選任で配置できること。」と記載がありますが、機器製作期間と現場期間で分けることは可能でしょうか。	可とします。
15	4	4	(3)	オ	(ウ)		事業者選定委員について	「事業者選定委員会の委員および市関係者に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のために接触、働きかけ等を試みた者は失格とする。」とありますが、16頁4(4)イでは「委員会の委員の氏名は、原則、非公表とする。」とあり、相反しているように存じます。委員の氏名は募集公告時に公開されることが一般的であり、本事業においても公開頂けませんか。	委員の氏名は、本件事業者選定委員会設置要綱に基づき、非公表とします。
18	5	5	(3)				別表3 リスク分担表2/4	物価変動の起算日は入札時点と考えてよろしいでしょうか。(工事進捗中、前年度を起算日とするとスライド増額が認められないケースが考えられます)	募集要項等において公表します。
18	5	5	(3)				別表3 リスク分担表2/4	原水水質の急変度合いは事業者では予測しがたいと考えますが、水質項目の各最大値など(例:最大濁度、pHの範囲)は、要求水準書でご提示いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
18	5	5	(3)				別表3 リスク分担表4/4	工事遅延について、要求水準を満たす提案に対し、市の要望で行われる提案内容の変更協議が長期間となり、その後の工事工程に影響を与えた場合のリスク(例:着工が遅れ提案書に示す工事工程が守れない場合も含む)も市の負担と考えてよろしいでしょうか。	事業者と発注者との都度協議によります。
18	5	5	(3)				別表3 リスク分担表4/4	工事費増大について、要求水準を満たす提案に対し、市の要望で提案内容を変更した結果工事費が増大した場合も、市の負担と考えてよろしいでしょうか。	事業者と発注者との都度協議によります。

## (1)質問に対する回答

No	頁	1	(1)	ア	(7)	①	項目等	質問内容	回答
	19	5	(5)	イ			モニタリング	モニタリングの具体的な回数をご教示いただけますと幸いです。過大なモニタリングは受注者側の負担となりますので、事業者側でもセルフモニタリングを行うことから、最小限の回数にさせていただきたいと考えております。	募集要項等において公表します。
	別紙3	工事	用地				用地について	「事業用地」とは、どの範囲なのか具体的にご教授ください。	要求水準書(案)において示します。
	別紙3	調査・設計					補助金・交付金受給について	補助金・交付金受給において、「・・・申請に必要な事業者が作成すべき書類」は、具体的にどのような書類でしょうか。ご教授ください。	国の防災・安全交付金事業(水道施設再編推進事業)の受給を計画しています。協力範囲としては設計・施工業務で作成・検討する資料(図面等)の提供を求めることなどが考えられます。
	別紙3						別紙3 リスク分担表1/4	事業者が知り得なかった条件や情報(発注者から開示されなかった情報)が要因で発生する増加負担や責任に関しては、貴市にて負いただけるという理解でよろしいでしょうか。	事業者と発注者との都度協議によります。
	別紙3						別紙3 リスク分担表2/4	事業期間中の物価変動について、具体的な基準日や指標をご提示頂けますでしょうか？	募集要項等において公表します。
	別紙3						別紙3リスク分担表	リスク分担表 2/4 労務 教育・研修について、関連経費及び予備要員の配置又は応援要員の確保とありますが、教育・研修とは何に対する教育・研修を指すのでしょうか。	設計または工事企業等が行う、一般的な社内研修を想定していません。
							事業者の収入について	設計・建設工事について、各年度毎の支払(出来高+前払金)の設定がされるという理解でよろしいでしょうか。また、年度の支払回数が決定されておりましたら、ご教示ください。	募集要項等において公表します。
							物価変動について	物価変動について、内閣府PPP/PFI推進アクションプラン(令和6年改定版)の通り、予定価格に最新の実勢価格や統括管理等に要する費用を適切に反映させるほか、契約金額改定の基準となる物価指数として市場価格への感応度が高いものを採用するなど、物価変動への適切な対応を含め適正な価格で算出して頂けますでしょうか。	ご意見を参考とします。
							物価変動について	物価変動について、内閣府PPP/PFI推進アクションプラン(令和6年改定版)の通り、物価変動対応の基準値(事業費の何%以上で対応等)、対象となる基準日(提案書提出日、契約時等)を明確にして頂けますでしょうか。	募集要項等において公表します。
							審査及び選定について	審査及び選定について、より技術評価が結果に反映される方式となるよう、下限金額(下限金額を下回る金額を提示した入札参加者の価格点は一律とする)を設定頂けますでしょうか。	ご意見を参考とします。

## (2)質問に対する回答

No	頁	1	(1)	ア	(ア)	①	項目等	意見内容	回答
	3	2	(1)	カ			既存施設の概要について	既設久里第1浄水場及び既設久里第2浄水場の水位高低図(配水池以降を含む)、配水系統フロー図等、本事業の検討に必要な既設図面の公表をお願い致します。	現存する資料について提示します。
	6	2	(1)	キ	(ア)		施設概要	DB方式であることから、浄水施設の詳細なフローや各プロセスの方式・仕様については、指針等の根拠に則った形であれば事業者の提案で良いものとし、水量や水質等の性能に係る部分以外の要求水準は、詳細に指定しないようにしていただけないでしょうか。	今回の事業実施にあたっては、基本設計において各種比較検討したうえで要求水準を定めることを予定しています。発注者の考え方を汲み取って頂き、更に良いご提案をしていただくことを期待しています。
	10	4	(2)	ア			表6 事業者の募集及び選定スケジュール	<p>技術対話や競争的対話は資格審査結果の通知とともに案内があり、その後、2週間程度で1回目の議題・説明資料の提出 その後、2週間程度で1回目の対話 その後、1～2週間後に2回目の議題・説明資料の提出 その後、2週間程度で2回目の対話 2回目技術対話から提案書の提出まで2～3か月程度 といったスケジュールで事業者選定されるケースが近年多い認識があります。</p> <p>ご参考) ・姫路市 甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業 ・大津市 真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業 ・鹿児島市 河頭浄水場(甲系統の浄水施設)更新事業</p> <p>対話の期間としては、上記の期間は対話資料の作成期間として最低限確保いただきたい期間です。 また、対話後から提案書提出までの期間としては、対話での議論を基に提案内容を見直し提案価格に反映させるためには2～3か月確保していただきたいと考えています。 以上より、2回目の対話を9月上旬に早め、提案書の提出を11月上旬～12月上旬に変更していただきたいです。 貴市のご都合もある中、無理を言って申し訳ございませんが、何卒ご検討の程よろしくお願いいたします。</p>	ご意見を参考とします。
	10	4	(2)	ア			表6 事業者の募集及び選定スケジュール	技術提案書の作成にあたり、既設資料・現地について追加調査が必要と判断されることも考えられますので、資料閲覧を募集要項等の公表前・後に複数回実施できる機会を設けて頂けないでしょうか。	ご意見を参考とします。
	10	4	(2)	ア			表6 事業者の募集及び選定スケジュール	現場調査の機会を多く与えていただきたい。	ご意見を参考とします。
	10	4	(2)	ア			表7 事業者の募集及び選定スケジュール	浄水処理フローの検討のため、要求水準書(案)の公表の際には原水(久里浄水場へ導水された原水、久里第1浄水場の原水)の採水の機会を設けていただけないでしょうか。	採水の機会を設けるものとします。詳細は要求水準書(案)公表時に併せて公表します。
	10	4	(2)	ア			表7 事業者の募集及び選定スケジュール	プレゼンテーション及びヒアリングの実施について、プレゼンテーションの発表者及び出席者は、構成企業の従業員であれば、資格や役職等の制約はないものとしていただけないでしょうか。	資格や役職等の制約は設けないものとします。
	15	4	(3)	オ			プロポーザル参加者の失格・変更	「久里第1 浄水場再構築事業に係る事業者選定委員会の委員(中略)、働きかけ等を試みた者は失格」とありますが、接触を避けるために氏名を公表いただけないでしょうか。	委員の氏名は、本件事業選定委員会設置要綱に基づき、非公表とします。

(2) 質問に対する回答

No	頁	1	(1)	ア	(ア)	①	項目等	意見内容	回答
	16	4	(4)	ア	(イ)		技術提案の審査	「技術提案及び提案価格を総合的に判断する」と記載があります。過度な価格競争を避けるためにも最低制限価格の設定及び、技術提案の点数比率を高くして頂くようお願いします。	ご意見を参考とします。
	16	4	(4)	ア	(イ)		技術提案の審査	「技術提案および提案価格を総合的に評価する」と記載されておりますが、事業者側の技術力が適正に評価・反映されるよう最低制限価格の設定および技術提案の評価点の割合を高くしていただくようお願い致します。	ご意見を参考とします。
	16	4	(4)	ア			審査および評価方法	「技術提案および提案価格を総合的に評価する。」と記載がありますが、技術提案の評価が提案価格の評価に影響されないように技術提案の評価後に提案価格を評価していただけないでしょうか。	ご意見を参考とします。
	別紙2						別紙2	既設久里第1浄水場及び既設久里第2浄水場図面について、既設の浄水場の場内配管を避けて導水や、排水処理関連の配管を布設する必要があります。要求水準書(案)の公表時、または募集要項等の公表時には各種場内の配管・埋設物の位置・深さが分かる資料の公表をお願いいたします。	現存する資料について提示します。
	別紙3	共通	契約 関連				リスク分担表について	契約関連の終了手続きの中で「諸費用の発生」について、負担者は市と事業者でそれぞれに関わる諸費用については、それぞれで負担することとして欲しい。	ご意見を参考とします。
	別紙3						別紙3	リスク分担表の事業者負担が△のものについては、募集要項等の公表時に具体的な条件のご提示をお願い致します。	募集要項等公表時に提示します。
	別紙3						別紙3	リスク分担表 3/4 測量・調査 について、「上記以外の測量・調査に関するもの」は事業者負担とありますが、事業者が実施したもの以外は事業者の責ではないと考えます。「事業者が実施した測量・調査に関するもの」に変更いただけないでしょうか。	「事業者が実施した測量・調査に関するもの」に変更します。